

## 監査公表第1号

### 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

平成17年 9月29日

柳川市監査委員 樽見哲也

## 平成16年度定期監査結果の報告

### 1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
総務部	人事秘書課、総務課、企画課、電算室、財政課
市民部	税務課、収税対策室、市民課、保険年金課、生活環境課、廃棄物対策課、福祉事務所、人権・同和対策室、総合保健福祉センター、柳光園
建設経済部	建設課、都市計画課、下水道課、商工観光課、密集住宅・河川改修推進室、区画整理推進室
農業水産部	農政課、水路課、水産振興課、漁業団地推進室
大和庁舎	総務調整課、市民サービス課、地域サービス課
三橋庁舎	総務調整課、市民サービス課、地域サービス課
	会計課
	水道課
教育部	学校教育課（大和、三橋学校給食共同調理場含む）、生涯学習課、人権・同和教育推進室、図書館
議会事務局	
選挙管理委員会事務局	
公平委員会事務局	
農業委員会事務局	
監査委員事務局	
消防本部	

### 2 監査の実施期間

平成17年8月8日から平成17年8月31日まで

### 3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成16年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務については、旧1市2町の収入未済額の新市への調定引継を、支出事務については、様式2～4についての関係書類の検査、抽出した諸帳簿等の検査、財産管理事務については、購入金額等に応じた現地調査を行った。

## 4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

### 【個別指摘事項】

#### (収入事務)

##### (1) 総務部

ア 旧柳川市において、土地貸付の過年度分の調定がされていなかった。

(財政課)

##### (2) 市民部

ア 住宅新築資金等貸付金台帳による元金、利子の償還金管理について

台帳が古くなって、個別に見づらくなっている。各年度、個人の収入済額、収入未済額を明確に管理されたい。

(人権・同和対策室)

##### (3) 建設経済部

ア 市営住宅使用料において、旧1市2町の収入未済額を引き継いだ新市の調定に重複して計上されていたもの等があった。

(建設課)

イ 市営住宅使用料において、平成17年度に収入すべき使用料が一部誤って平成16年度に収入されていた。

定期的に各年度ごとに台帳等との照合を行い、適正に繰越処理を行うよう注意されたい。また、年度を誤って納入した使用料については、内容を明確に把握し、適正に処理されたい。

(建設課)

##### (4) 農業水産部

ア ニツ川推進協議会解散精算金の調定が重複して計上されていた。

(水路課)

#### (支出事務)

##### (1) 総務部

ア 旧大和町において平成11年3月26日締結の総合健診業務委託契約が、そのまま自動更新されていた。また、旧三橋町において平成16年度の総合健診業務委託契約が、平成16年3月30日に締結されていたので、予算の定めるところにより、新年度において速やかに契約の事務処理をされたい。

(人事秘書課)

イ 予算としての効力を生ずる年度開始前に随意契約に付随する一連の事務が行われている委託業務があった。(総務課、電算室、財政課)

ウ 委託契約事務処理において、契約伺の起案に契約の方法、理由等の記載がなく、委託業務の内容を示した見積書の徴収がされていない等の不備があった。

(人事秘書課、総務課、電算室、財政課)

エ 補助金に係る書類等の不備や実績報告書の提出が事業年度終了後、7月以降に提出されているものがあった。(人事秘書課、総務課)

## (2) 市民部

ア 委託契約事務処理において、契約伺の起案に契約の方法、理由、予算、契約期間等の記載がなく、委託業務の内容を示した見積書の徴収がされていない等の不備があった。

(税務課、市民課、福祉事務所、総合保健福祉センター、柳光園)

イ 補助金の実績報告書の提出が事業年度終了後、8月以降に提出されているものがあった。(福祉事務所、総合保健福祉センター)

ウ 補助金を交付している団体において、余剰金が生じ、繰越額が大きな金額となり、補助金の内容を検討する必要がある団体があった。

(生活環境課、保険年金課)

## (3) 建設経済部

ア 業務量が減ったことにより委託料が減額となっているが、当初契約のまま変更契約が締結されていない委託業務があった。

(建設課、都市計画課)

イ 予算としての効力を生ずる年度開始前に随意契約に付随する一連の事務が行われている委託業務があった。(都市計画課、商工観光課)

ウ 委託契約事務処理において、契約伺の起案に契約の方法、理由等の記載がなく、委託業務の内容を示した見積書の徴収がされていないもの等の不備があった。

(建設課、都市計画課、商工観光課)

エ 補助金の実績報告書の提出がないもの、実績報告書の提出が事業年度終了後、7月以降に提出されているものがあった。

(建設課、商工観光課、密集住宅・河川改修推進室)

## (4) 農業水産部

ア 消防設備保守管理委託において、平成15年度3月に点検した委託料が平成16年度に支出されていた。(農政課)

イ 予算としての効力を生ずる年度開始前に随意契約に付随する一連の事務が行われている委託業務があった。(農政課)

ウ 委託契約事務処理において、契約伺の起案に契約の方法、理由等の記載がなく、委託業務の内容を示した見積書の徴収がされていないもの等の不備があった。

(農政課、水路課、水産振興課)

エ 補助金の実績報告書の提出がないもの等、補助金に係る書類等の不備があった。

(農政課、水路課、水産振興課)

(5) 三橋庁舎

ア 委託契約事務処理において、契約伺の起案に契約の方法、理由等の記載がなく、委託業務の内容を示した見積書の徴収がされていないもの等の不備があった。

(総務調整課)

イ 補助金の実績報告書の提出がないもの等、補助金に係る書類等の不備があった。

(調整総務課)

(6) 教育部

ア 柳川市立歴史民俗資料館の管理業務等委託において、業務完了後に契約書第8条に規定されている「支払を受けた委託料の執行の内容を明らかにした清算書」が提出されていなかった。

(生涯学習課)

イ 予算としての効力を生ずる年度開始前に随意契約に付随する一連の事務が行われている委託契約があった。

(学校教育課)

ウ 補助金に係る書類等の不備や実績報告書の提出が事業年度終了後、7月以降に提出されているものがあった。

(生涯学習課)

エ 補助金を交付している団体において、余剰金が生じ、繰越額が大きな金額となり、補助金の内容を検討する必要がある団体があった。

(学校教育課)

## 【各部共通事項】

### (1) 契約事務について

ア 契約書を作成する場合は、契約伺の起案に契約の方法、理由（該当条項）、予算、契約期間等の記載、内容を示した見積書を添付し、説明等により内容を明確にされたい。また、契約書には印紙税法に基づき、契約金額に応じた収入印紙を貼付されたい。

今後は関係法令及び新柳川市財務規則・契約事務規則に基づき、事務処理に遺漏のないよう適正に処理されたい。

### (2) 補助金交付事務について

ア 各種事業の補助金交付において、新柳川市補助金交付規則第16条第1項ただし書きにより、補助事業の性質上、その補助事業の完了前に交付することが相当と認めるときに一括又は分割をして事前に交付する場合には、地方自治法第232条の5の規定及び同施行令162条、163条の規定により、概算払又は前金払の方法により支出されたい。

イ 市交付補助金と被補助団体の余剰金の調整については、該当団体の性格及び運営状況を把握し、内容を審査したうえで、年度毎に精算する又は補助する金額を決定する等の検討をされたい。